

平成 20 年度

長崎県総合評価落札制度検討委員会（第 2 回）

議 事 録

日時：平成 21 年 1 月 23 日（金）13：27～15：37

場所：長崎ワシントンホテル 2 F 「アゼリア」

1. 開 会

福田課長：ただいまより、長崎県総合評価落札制度検討委員会を開催いたします。

建設企画課長の福田でございます。よろしくお願いいたします。

なお、山本委員からは、本日急用のため欠席する旨のご連絡をいただいておりますこと
をお知らせいたします。

まず初めに、桑原土木部長がご挨拶申し上げます。

2. 挨拶 開 会

桑原土木部長：今日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

前回の議論の中で、また両協会からの意見発表等によりまして、検討すべき幾つかの課題、項目が明らかになっている状況でございます。具体的には総合評価落札方式の対象範囲ですとか、施工計画の提案を求めない特別簡易型の導入、あるいは他県の事例収集や本方式の費用対効果についてのさらなる説明といった内容でございますが、本日、改善案等についてもご議論をいただき、審議を深めていただければと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

なお、議題の「3）最低制限価格の引き上げについて（報告）」ですが、昨日の経済雇用対策会議において、長崎県としては最低制限価格を、現行 85% から、2 億円以下の工事については 90%、それ以上の工事についても概ね 89% 前後となるような改定を行うことを発表させていただき、2 月 1 日から実施することとしております。総合評価ということではございませんけれども、入札契約制度とは密接に関連する部分もあろうかと思えます。そういった施策も含めて、来年度の総合評価落札制度方式についてご審議を賜ればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

福田課長：ここでお断りをさせていただきます。土木部長は、この後、所用のため審議途中で退席させていただきますことを皆様にご了承頂きますようお願い申し上げます。

それでは、審議に入ります前に、資料の確認をお願いします。

議事次第・委員名簿・配席表等、第 1 回委員会の委員長総括、資料 1 のパワーポイント資料、参考資料 1 の第 1 回議事録、参考資料 2 の総合評価落札方式の費用対効果（B/C）について、参考資料 3 の最低制限価格引き上げの試行について、長崎県建設業協会・長崎県港湾漁港建設業協会から提出された資料の他に第 1 回委員会資料につきまして、お手許に配布させて頂いております。

この後の議事につきましては、委員長をお願いいたします。

3. 審 議

多田委員長：それでは、早速、第2回長崎県総合評価落札制度検討委員会を開催したいと思います。

今、事務局からお手元に資料の確認ということでご説明がございましたが、過不足はございませんでしょうか。

それでは、議事次第に従い審議に入っていきたいと思います。

1) 第1回委員会での審議内容について

多田委員長：第1回委員会での審議内容についてですが、参考資料1の議事録を読ませていただきました。それに基づいて、第1回委員会の総括ということで私なりにまとめさせていただきましたので、ご紹介しながら、これに従って議事次第とあわせて進めていきたいと思えます。

まず、1月9日に開催の第1回委員会の総括ですが、お手元にA4判1枚もの、私の名前の書かれたものをご覧いただきながらお話を聞いていただければと思います。

これは、議事録を読ませていただいてまとめたものでございます。

第1回のときに皆様から出ましたことについて、追加説明を求める項目としては、沖縄県の利益率。企業の落札件数。これは、落札していないところもあるだろうというご指摘がありました。それから、九州各県の同じような総合評価方式の入札制度について。それから、総合評価落札方式による費用対効果はどんなものなんだというところについては、今日最初に追加説明をしていただこうかと思っております。

それから、第1回委員会で各委員から頂戴した主な意見を取りまとめてみました。

まず、試行対象選定には、工事価格よりむしろ工事の難易度を重視すべきではないかというご意見。それから、試行結果は総合評価落札方式の当然の結果ではないかというご意見。それから、落札業者の偏りは好ましくない。あるいは、競争性を担保しながら受注の偏りをどう解消していくか、今後の改善が必要なのではないか。あるいは、総合評価落札方式に参加した企業の負担が大きい。あるいは、オーバースペック対策が必要。こういうふうなものが各委員からのご意見かと、まとめさせていただきました。

さらに、第1回の委員会では、2つの関係団体からご意見がございました。

そこに書いておりますように、対象工事が価格で決定されている。試行段階では1億円以上と決めて試行しております。それから、加算点が落札を左右している。あるいは、施工計画作成の企業負担が非常に大きい。あるいは、後ほど報告ということで、昨日の会議で改正があったと土木部長からお話がありましたが、最低制限価格を上げてほしい。こう

いった意見が関係団体から意見が出ました。

これらに対しては、事務局に改善案の提示を求めたいということでお願いをしております。

その他として、評価項目の見直しについてということで、第1回で皆様からいただいた意見及び企業から提出されたアンケートをすべて読ませていただきました。そういったところをまとめてみますと、優秀現場技術者表彰、配置予定技術者の資格、優秀工事企業表彰、社会貢献活動、従業員数、地域性、保有作業船、こういったものについて評価項目の見直しをする必要はないだろうかということが読み取れましたので、こういったことに関しても検討が必要ではないかと考えております。

以上が、私からの第1回の総括ということで、まず初めに事務局より追加説明項目についてご説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

福田課長：まず、第1回委員会の質問事項として、1点目、沖縄県の利益率が高い理由は、というものがございました。

2点目として、1企業当たりの落札件数での、落札0件の企業数はどんな状況かということがございました。

3点目として、九州各県の総合評価落札制度はどのようなものかというお尋ねがございました。

4点目として、長崎県での総合評価落札方式の費用対効果はどのようなになっているか。

こういう4点について整理をさせていただきました。

2ページをご覧下さい。これは前回提示したものと同じものですが、長崎県の平均落札率が、平成18年度で89.2%でございまして、このときの利益率が-0.12%。一方、沖縄県の落札率は90.1%で、本県と比べ1%も変わらない中で2%という高い利益率を示しているのは何故かというようなお尋ねであったかと思えます。

本県と沖縄県を除く各県の利益率については、多少のばらつきはございますが、0.3%～0.9%の間で、落札率が大きいほど利益率が大きい値を示しているという状況が見てとれます。なお、沖縄県につきましては、ひとり2%の高い利益率を示しているわけでございます。

下請等の重層構造からなる建設業における利益率については、一般的に元請企業が自ら工事を行う自社施工の比率が高いほど大きいと考えられます。このため、各県の利益率につきましては、各県それぞれの建設業の産業構造、あるいは需給バランスが大きく影響し

ているのではないかと考えられます。

下表をご覧ください。

各県における建設許可業者の数と工事出来高の関係をまとめております。長崎県につきましては、許可業者数が5,895社、沖縄県が5,207社になっております。

一番下の欄をご覧ください。1社当たり工事出来高で見ますと、長崎県は7,000万円台、沖縄県は約1.5倍の1億円台となっております。このことから、建設産業における本県の需給バランスは、沖縄県よりも悪いと言えるのではないかと、これが両県の利益率の差の大きな要因の一つではないかと考えております。

利益率についてのお答えは以上でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。1企業当たりの落札件数を表しております。

前回は、平成20年度のこれまでに試行した実証いたしました84件について、1社当たりどれくらい受注したかということをお示ししましたものですが、1件も受注していない企業がどのくらいあるかというお尋ねがございました。本年度は、原則として1億円以上を対象とした総合評価落札方式について153社が1件も受注できていない。

一方、平成19年度において、1億円以上の工事の1企業あたりの受注件数はどうであったかというものを見たものが右の表でございます。昨年度につきましても、1億円以上の工事を1件も受注できなかったAクラスの企業が146社いたということで、受注0件の企業数というのは昨年も大差はございません。ただ、特徴的に言えることは、平成19年度は2けたを受注した企業はなかったわけですが、今年は12件を受注した企業があり、昨年度の6件に比べ突出した例があることを、19年度を比較対象として挙げさせていただきました。

ちなみに、昨年は141件、1億円以上の工事がございまして、88企業が落札されたという結果になっております。

4ページは、九州各県の総合評価落札方式の導入状況でございます。前回は説明したところですが、改めてご説明いたします。

長崎県につきましては、対象額は原則として1億円以上のものについて、加算点を20点あるいは30点で、約130件について試行を実施、または予定しております。他県につきましては、福岡県については5,000万円以上、佐賀県については6,000万円以上、熊本県については4,000万円以上、大分県については5,000万円以上、宮崎県については8,000万円以上、鹿児島県については設定なしということで、本県が突出をして取り組んでいるわけではございません。

それでは、各県の総合評価においてどういうものを評価しているかというものを5ページに載せております。青で反転させておりますところは、他県にない特徴的なものを挙げております。特に本県につきましては、評価項目が多岐にわたっております。

本県で目立っているのは、従業員数の評価であるとか、県産建設資材の活用企業を高くする、あるいは安全管理の状況、こういったものが特徴的なところかなと考えております。

福岡県については、技術者について同種工事の工事成績を評価しておられます。

佐賀県につきましては、配置予定技術者について地域内の施工実績を高く評価しております。

宮崎県につきましては、企業のヒアリングが行われており、その他に障害者の雇用、道路パトロール、緊急工事等についての貢献について評価をされております。

一番下の加算点の配分割合ですが、施工計画、配置予定技術者の能力、企業の施工能力の3点について割合を示しております。本県の配分は4:3:3で試行しておりますが、熊本県については1:1:1の等分で評価されております。鹿児島県におきましては、施工計画に8割の重きを置いているという状況でございます。あとはご覧のとおりです。

6ページの特別簡易型は、参加企業に施工計画を求めず、配置予定技術者と企業の施工能力だけで評価を決める、すなわち、加算点を決めるというやり方でございます。今年度は、九州各県で5県が取り組んでおられます。福岡県では5,000万円~1億円、加算点は10点もしくは20点で、佐賀県では2,500万円~6,000万円、加算点は15点、大分県では5,000万円~1億円、加算点は10点、宮崎県では2,000万円~8,000万円、加算点は10点、鹿児島県では対象の設定はございませんが、加算点は7点で試行されています。

7ページには、特別簡易型で、各県がどういうものを評価しているかといったものを記載しております。

資格や工事成績などについて、各県それぞれ特色のある評価をされているようです。

技術者と企業の配分割合につきましては、1:1にしているところもあれば、7:8、大分県は3:7、宮崎も同様でございます。鹿児島県では2:5の比率で試行が行われております。

次に、総合評価落札方式の費用対効果はどのようなものかというお尋ねについて、8ページにお示ししておりますので、ご説明いたします。

まず、費用として考えられるのは、行政のコストがございます。総合評価落札方式の導入により新たに発生した業務に必要な県職員4名の人件費として、平均給与600万円の2,400万円がございます。

入札参加企業のコストとしては、技術提案の作成。例えば、対馬の工事が発注された場合、飛行機或いは船に乗って現地調査を行う。そういった費用でございます。これにつきましては、これまでに 791 社の応募があり、1 社当たり 20 万円と想定しますと、1 億 5,800 万円でございます。

その他に、技術提案に伴う企業の追加負担、いわゆるオーバースペックと言われるものでございます。これにつきましては、これまでの発注額約 200 億円について、アンケートの結果 1.5% ぐらいの追加負担が生じているということがございました。アンケート結果では、オーバースペック分を入札価格に反映したという回答が 4 割ございましたので、反映できなかった 6 割を掛けて 1 億 8,200 万円と推算いたしました。この結果、費用の合計は、発注者、受注者合わせて 3 億 6,400 万円と推算いたしました。

効果につきましては、工事成績評定は、価格競争に比べて 2 ポイント上昇ということで、品質の向上が図られております。

総合評価落札方式の事故発生率は、価格競争よりも低いというのが出ております。

9 ページには、国の調査結果の資料をお示ししております。これによりますと、価格競争の工事では、641 件の 7% で工事故が発生し、総合評価の工事では、1.9% にまで工事故率が低下しており、5% の向上が図られているという結果が出ております。

8 ページをご覧ください。

これは、総合評価落札方式の事故発生率は価格競争よりも低いという評価でございます。

労働基準監督署による安全パトロールにおきましても、総合評価は価格競争よりも安全面における評価が高くなっております。これは、労働基準監督署の昨年末のパトロールにおきましても、そのような分析結果が出ております。

そういうことをあわせ見ますと、総合評価落札方式は価格競争方式に比べ工事品質が高く、安全面の向上が図られるなどの定性的な効果は明らかであり、県民の安全・安心確保の面からコストに見合うだけの十分な社会的便益が得られていると判断しております。

なお、参考資料 2 をご覧ください。コストの話はご説明しましたが、中ほどに効果いわゆる便益についてご説明いたします。これまで総合評価で発注しました 84 件について、どういう技術提案を求めたかということで 4 つに分類いたしました。

① 完成品の品質向上対策。対象としては、コンクリート構造物、鋼製の橋梁、機械設備、こういうものについて 30 件を試行いたしました。これについて得られるものとしては、高い品質で耐久性が向上し、将来的な維持管理費の削減が図られたということで、8 億円ほどの便益が得られたと推算しております。

② 第三者への安全対策を求めたものがございます。これについては、一般通行車両、歩行者、港湾工事においては漁船やフェリー、定期船等への安全対策を求めました。これが30件ございます。

③ 環境対策を求めたものもございます。濁水・騒音・振動・粉塵について、19件求めました。このことによって、第三者への安全、周辺住民の生活環境の確保、工事の円滑な施工、こういったものが得られたと考えております。これらの便益は第三者の安全について3,000万円、環境対策について5,300万円の便益が得られたと推算しております。

④ 既存施設および設備への影響低減対策でございます。工事現場の近くを通っている電線、水道、JR、そういったものへの事故防止をどう図るかについて提案を求めたもので、5件ございます。これにより得られるものは、公衆災害事故防止、工事の円滑な施工、こういったものを期待しております。これらについては300万円ほどの便益が得られたと推算しております。

以上の便益の合計は、8億9,900万円であり、費用対効果は、2.46という結果でございます。この根拠につきましては、後のページに付けております。

ただ、これはあくまでもバーチャルな推算を行ったものでございますので、本体の説明資料には掲載しておりません。

追加の説明は以上でございます。

夢田委員長：2つの団体からも追加のご意見もいただいておりますので、今の追加説明に関連して

何かご質問なりコメント等があればお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

谷村委員：前回質問した中で私のほうから申し上げましたのは、バーチャルであっても費用対効果という問題。

もう1点は、私の説明不足だった面もあるんですが、お手元の資料の意見資料というのがあるかと思うんですが、この中に総合評価落札方式というものがもともとどういう目的でやられたのかということを、これは国交省が発行している標準ガイドラインがありまして、そちらから抜き出したものなんですが、住民利用者の満足度の向上、市場原理を生かした技術競争による品質の向上、あるいは優れた技術力を持つ企業の信用力向上。決して一方的な調達だけの話ではなくて、納税者（県民）、発注者、企業の第三者が何らかの意味でプラスをもたらすものを目指すということで進められていると理解しております。

そのガイドラインの中に望ましい仕事は何かということがございまして、いわゆる技術提案、施工計画と言ってもいいと思うんですが、それを評価することによって相当程度の性能、機能などの向上が期待される工事、技術評価に相当する対価を支払っても、総合的

に価値を高めるべきと考える工事ということが書かれております。

下の欄に評価する内容が表になっているわけですが、まず、「相当程度」の「相当」についての検証が必要ではないかということで申し上げまして、それは出されております。この計算方法についてはいささか疑問もございますが、一応出ています。

次に、相当する対価を支払っても価値を高めるべきと考える工事ということが考えてあります。これは4ページの表を見ていただくとわかりますが、総合評価の一番大きいコストというのは、表の一種の理解でございます。つまり、この表では、これは長崎県からいただいた表なんです、この中の結論から言いますと、1億5,030万円で入札した人が、1億5,000万円の人よりも加算点が大きいために逆転して落札したということだと思います。

ただ、これは逆算してみますと、表の右上のB社は1億5,700万円で入札しても落札できる計算になります。つまり、比べるべきはD社の1億5,000万円とB社の1億5,700万円、いわば700万円高く買うことができる。この効果というものの説明といたしますか、評価がもともととは必要なのではないか。これが総合評価の一番大きなコストと言えるものです。この辺の説明について、やはり発注する側は基礎的な説明が要るのではないかと私たちは考えているわけです。

すなわち、結論から言いますと、総合評価の対象としていく公表、先ほど他県も参照して5,000万円とか1億円という数字が出ていますが、金額の大きい小さいということよりも、このようなかかるコスト、純粋なかかる費用ということではありませんが、理論的に高いほうと契約しても意味があるという意味でのコスト、それと、工事の難易度、それによってどれだけ効果が得られるかという重要性みたいなものを一つの尺度として総合評価方式の対象工事は決定すべきではないかと考えております。

県の説明についての意見は以上です。

夢田委員長：続きまして、松永委員、お願いいたします。

松永委員：海上工事について、前回もご説明いたしましたが、もう少しかみ砕いてといいますか、特殊性をお話ししておきたいと思います。

ここに書いてありますように、陸上工事と違いまして、海上での作業は船上での作業でございまして、非常に不安定な作業が多いということが言えます。それで、どうしても事故につながりやすいということがございます。特に、作業中に突然風とか波が来る傾向がありますので、非常に神経を使います。また、船が通った後の航跡波についてもかなり影響があるということで、不安定な作業がございます。

それから、気象・海象に影響を受ける。そのために、効率的に非常に作業が難しいとい

うことがございます。

また、水中での作業がほとんどでございまして、見えない部分が多うございますので潜水夫に任せっきりというような状況が大分ございまして、船上にいる技術屋とか技能者あたりは直接仕事はしませんので、潜水夫と密な連絡をやっていかなくちゃいけないということが非常に難しゅうございます。

それから、1日に4回満ち引きがありますので、潮の流れによって対応が異なるということで、工事によっては汚濁等が発生しますので、近くに養殖いかだでもございましたら養殖業に影響を与えるということで、非常に難しい時間帯というんですか、そういうものを観測しながらやっていく必要がございますので、非常に難しいところがあります。

漁協とか漁民さん、航路運行者、こういうところとの事前調整といいますかね、漁師さんたちは天気や時間帯によっては一斉に出港していったり、ちょうど作業時間と重なったり、事前の調整が非常に難しいということがございます。

このように特殊な事情がございまして、海上工事というのは難易度が極めて高いと思っております。そういうことで、この施工に当たっては高度な技術力と熟練したベテランの人材が不可欠でございます。個々に対応している企業では技術者とか技能者、船員、潜水師、船団長、そういう者の教育を日ごろから積極的に行って、事故がないように仕事をやっていくということを考えているところでございます。

また、工事をするには特殊な船舶が必要でございます。設備投資をして船舶を保有することが、大変な経費を要しているということでございます。しかし、こういうものを船団として保有しないと、今お話ししたようなことで、やはり作業船を保有することによって安全性、品質が保たれていくと思っております。

そういうことで、一般土木よりも専門工事でございますので、どうしてもある程度は船舶を持ったり、そういうことを評価していただきたいと、そういうふうな工事になるかなと思っております。

谷村委員：話が多岐にわたるので進め方が難しいと思うんですが、まず、県からいただいた資料の10ページに、「総合評価落札方式は、「品確法」において、すべての公共調達へ適用するよう規定されている」という表現がございます。これが、すべての工事と言い換えてもいいと思うんですが、そういうものについて県がこれまで、あるいはこれからもそういう方向でいかれるのか。

もう一つは、先ほど私から言いましたように、総合評価落札方式に適したものというのがあるのだという考え方、こういうもので進めていかれるのか。これは基本的に大きな流

れの違いだと思います。

もう一つの費用対効果については、一方では人命も絡んできますので、単純に金銭的な比較計算ができないという面もございます。

それから、ここに記載してあります費用のCも、本当はいささか低いんじゃないかというような気もしないでもありませんし、その辺の基本的な方向性を確かめてからでないと先に進めないのではないかと考えております。

夢田委員長：今、前回の追加説明について質疑をしていただいている中で、谷村委員と松永委員から今日の意見資料とあわせてご意見をいただきました。

まず、事務局から、費用対効果について谷村委員から、自分の言葉が足りなかったんだけれども、自分が求めているものとニュアンスが違うんだけどというのが1点ありましたので、まずそれについて事務局からお答えいただく。

2 番目としては、松永委員からありました、海上工事の特殊性をどういうふうに考えているのかということについてお答えいただく。

3 番目としては、10 ページのご指摘がありました。これが一番気になっておられるんでしょうが、「品確法」において、すべての公共調達へ適用するよう規定」、このあたりを事務局としては、今後、いろんな試行を踏まえてどういうふうなスタンスで進めていかれるのか。それによって審議の仕方も変わるんじゃないかというご指摘なので、この3 点に絞って、事務局から追加説明なりお話があれば承りたいと思います。よろしくお願いいたします。

福田課長：まず、費用対効果につきましては、イメージが違うというご指摘ですが、そのところ私、理解できないものですから、もう少し詳しく教えていただければ検討のしようもあるのかなと考えております。お示ししたものは、あくまでもバーチャルなものでやっております。金額に換算できない人命でありますとか、工事に関する地域とのコミュニケーション、こういったものが円滑に図られてきております。そういったものについて細かいところまではカウントが難しゅうございます。短時間のうちでこういう形でまとめさせていただきまして、本当にバーチャルな試算でございますから、あえて本資料にはしていないということでございます。今後そういうことにつきまして、具体的に委員の先生方からご指導を頂ければ、それについてさらに検討させていただくということになろうかと思います。

それから、10 ページにつきましては、後ほど説明させていただくということでいかがでしょうか。今、前回の宿題ということで9 ページまでを説明をさせていただきました。

夢田委員長：10 ページについては次のご説明をいただくときの資料ということで事務局は考えてい

るということなので、そのときでよろしゅうございますか。

谷村委員：はい。

夢田委員長：松永委員からいただいた特殊性について、何か説明があればと思います。

福田課長：松永委員のご懸念はもっともでございます。船団を抱えた中で海象・気象の厳しい中で仕事をしておられる。そういう特殊性がございます。そういったものについては、現在もきちっと評価をさせていただいておるところでございますので、今後もそこら辺につきましては関係団体の皆さんのお考えをお聞きしながら進めていきたいと考えております。

夢田委員長：事務局から一応3点についてお話がありましたが、いかがでしょうか。両委員、よろしゅうございますでしょうか。

特に、B/Cのところについては、2週間という非常に短い時間の中で、事務局としては平均的な求め方しかできなかったのではないかと思います。ですから、細かなニュアンスが違うところはお話をいただいて詰めていただく必要があるのかなという気もしますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

谷村委員：難しいのはわかります。一つ一つ見ても、4人が600万円と、4人が1年丸ごと取りかからせるということも考えられないことであるし、もっといろんな人がいろんな形でかわっているのではないかということも考えられますし、入札用の作成コスト、企業のコストというのも、国の方でも一番多いのは15万から25万1件当たりかかるというデータが出ておりますが、平均すると1件当たり50万というアンケートによる数字も出ております。

オーバースペックについては、出すのが難しい。費用についてはそういうことです。

効果についても、品質の問題をどう考えるか。あるいは、事故の問題、特に人命にかかわることの評価を金銭換算できるのかということも含めて、大変難しい問題であろうかと思いますが、ここに書いてあるような「定性的な効果は明らかである」というのは、若干疑問を感じております。

夢田委員長：一応事務局の方には、そういうご意見があったということでよろしゅうございましょうか。

福田課長：はい。

夢田委員長：ほかに何かご意見、あるいは追加説明についてご質問等があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

泉田委員：資料1の5ページです。先ほど各県の項目をおっしゃったんですが、実は私もちょっとどうかと思って調べてみましたが、宮崎県の障害者の雇用状況を出しておりますけれど

も、県が出された入札制度合理化対策要綱というのがあるんですが、この主観的審査事項の中には障害者の分が出ているんですね。これで審査点を10点ずつ全工事について配点すると書いてありますし、あら、この項目はないなと思ったんですね。長崎県の場合も障害者の雇用の面はどうだということはないでしょうけども、また障害者の方が就労するということは少ないから記載してないかなと思ったんですが、やっぱり出すべきだと思うんですね。

田中次長：障害者の雇用につきましては主観点ということで、企業の経営状況とかそういうふうなところを評価した客観点数と、県が独自に企業の評価をしていくということで主観点ということを決めて、この合計点を評価値ということで、その点数の大きい少ないでもって一般競争入札の参加できる案件が動いてくるという状況でございます。その段階では評価をさせていただいておりますが、本県で考えておりますのは、極力私どもが発注する工事に関係する項目を評価項目の中に入れておくべきじゃないかなというところが、宮崎県はそこら辺をもう少し幅広く拾われたということと、私どもはなるべく工事の品質を確保するために、その企業が持つておられる力と、地域で果たされている役割をどういうふうに評価していくかということが、総合評価の評価項目としていいんじゃないかということで考えております。

宮崎県がどういう背景でこれを入れられたか分からないんですが、私どもの評価項目を入れていくところは、なるべく発注する案件ごとに関係する項目を入れていくのがいいんじゃないかなという考え方でしているということでご理解いただければと思っております。

今回はそういうことも含めてご議論いただいた上で、私ども、またどのように来年度のシステムを組み立てていくかということで考えておりますので、ぜひそういうことも含めてご議論いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

泉田委員：障害者というのは相当増えてくると思うんですね。弾力的な運用で計上していくということもわかりますけれども、他県が出すならばじゃないけど、明記すべきじゃないかと。障害者のほうとうちの場合の要綱というものもありますし、そういう面でお尋ねしたわけです。

夢田委員長：泉田委員から宮崎県と同様に企業の施工能力のところに評価すべきではないかというご意見をいただいて、事務局の立場としては、現段階ではどういう背景で、長崎県の評価項目の中にそういったものが含まれてないかということは説明いただいたと思いますが、よろしゅうございますか。事務局として、そういうご意見があったということをお聞きとどめいただきたいと思います。

ほかに何かご意見ございませんか。

泉田委員：委員会の総括の4番その他がありますからそこで後ほど申し上げようかなと思ったんですが、ついでに、5ページの配置予定技術者の能力ですけれども、最近聞きますと、建築法の改正で経審に出てきたというのがありますね。基幹技能者がたしか16団体とかで13職種に出てきているんですね。それを登録されている団体であり、そして資格であるという記事を見たんですが、そういうものの取り扱いというのは、例えば、この前のアンケートの最後のほうでしたか、その他の資格というのがあったと思います。このアンケートを集約した参考資料2-2の11ページ、28番、有資格者在籍企業の加点、1級技能士とかいろいろ書いていますけれども、そこら辺に入らないかと思うんですが、いかがでしょうか。

福田課長：それは工事の特殊性に応じて、オプション項目として入れることは可能であろうと考えております。その中で特に、アンカー工事をやるときはグラウンドアンカー技師等を配置しますよということであれば、それがふさわしい工事についてはそれを評価するというのはいくつの方法であろうかと思えます。

多田委員長：いろんな工事の種がありますので、それに応じた形で考慮して入れることは可能だというお答えでございますが、よろしゅうございますか。

泉田委員：（うなづく）

多田委員長：ほかにご意見ございませんか。

今ご紹介いただいたことも含めて議論をしていきたいと思いますが、時間の関係もございますので、続きまして、議論がなければ、今の追加項目、第1回で皆様から頂戴した主な意見、2団体からのご意見、今日も意見資料をいただいておりますけれども、そういったことを踏まえた中で事務局に改善案というものをできるだけ今日ご提示いただけないだろうかとお願ひしておりますので、このあたりをご説明、提示していただきながら、さらに審議を深めていきたいと思えます。事務局の改善案についてあれば、ご説明をお願いします。よろしくお願ひいたします。

2) 改善案について

福田課長：10ページ以降でご説明いたします。

総合評価方式と申しますのは、平成17年に施行されました「品確法」に基づくものであることは、前回もご説明させて頂きましたが、法ではすべての公共調達で適用していくようにという規定がございます。

国におきましては、原則すべての発注について、総合評価方式で実施されております。

本県における試行対象金額の範囲や件数につきましては、他県と比べて特別に突出した扱いとはしておりませんので、今後とも定着へ向けた努力が必要であると考えております。

と申しますのは、総合評価落札方式によって品質の向上が図られている。あるいは、地域要件の設定により、地域の企業が受注しやすい環境となっている。あるいは、先ほど松永委員のご指摘なさいましたように港湾等の特別な技術力を要する工事については、きちんとした仕事ができる企業に適正な価格で施工いただくことによりまして、品質の向上、あるいは事故が減っているということを考えますときに、やはり今後とも定着へ向けた努力が必要であると考えております。これが前提でございます。

続きまして、11 ページをご覧ください。

第1回委員会で課題として上がってきたものについて、ここに挙げております。

- ①公平性の向上
- ②透明性の向上
- ③試行対象選定のあり方
- ④受注企業の負担軽減
- ⑤オーバースペック対策

これらの課題につきまして、県としての改善案についてご説明いたします。

まず、公平性の向上につきましては、当年度受注高の状況による評価。その時点における企業の手持ち工事量を評価することによって、受注の偏りを防いでいく。

透明性の向上につきましては、評価内容の公表をしていくということでございます。

試行対象選定のあり方につきましては、適用工事の設定であるとか、特別簡易型の導入、こういったものが考えられようかと思えます。

受注企業の負担軽減につきましては、特別簡易型の導入によって軽減が図られるのではないかと考えております。

オーバースペック対策については、具体的な対応策を提案させていただきたいと思っております。

12 ページ、公平性の向上でございます。

先ほど泉田委員からもお話がございました、前回の評価項目を抜粋したものでございまして、当年度受注高の状況の評価でございます。

これは昨年の12月1日に改訂いたしました。これはその企業の持つ施工能力以上の仕事を受注されますと、今度は品質への懸念が出てくるのではないかとということで、過去5年の平均完成工事高、これは県が発注した土木一式工事の5年間の当該企業の平均受注額

で当該年度受注高を割ったものですが、これの比率が25%増しになるとマイナス評価をしましょうということでございます。これは11月時点まではマイナス評価は入れておりませんでした。そのかわり、前年度の工事完成高の25%未満の企業に対しては、加算点をあげますというやり方で行っていました。

大きく変わっておりますのは、12月1日以降、県発注工事の平均受注額ということで、分母が改訂前と比べて小さくなっております。改訂前の分母は、2年間または3年間の公共工事と民間工事を合わせた年間平均完成工事高ですから、こちらのほうが分母が大きくなっております。分母が小さくなって、なおかつマイナスを入れたということで、過度の受注の偏りによる品質低下への懸念を防止しようということで、12月1日から評価を一部変更しております。

13ページ、透明性の向上でございます。

この文書は、12月15日付で私どもから地方機関向けに通知を出したものでございます。総合評価における技術提案について各企業から問い合わせがあった場合、当該企業については、評価についてきちんと説明しなさいということを通じた文書でございます。

具体的には、14ページに様式2号：簡易な施工計画の例を示しております。これは各企業から県に入札申込書と一緒に提出されるものです。この中に「地元自治会、小学校に工事内容、工程の説明を行う」など、4項目ほど提案がっております。

こういうものについて、A社、B社、それぞれ出てきたものを右側の表に整理いたします。企業名はA、Bと審査するときには匿名しております。こういう形で具体的な4項目について、それぞれ何点の評価ができるか、評価できないかというものを、配点という欄に書いております。A社につきましては、上から2点、2点、2点、2点の合計8点を取られております。この方が最高点です。B社につきましては、1点、1点、1点と3つの評価が得られておりまして、3点です。そうしますと、満点のA社に比べてB社は3/8、37.5%の得点率ですから、それに応じた加算点を与えます。右上のところに相対評価をしまして、一番評価の高い企業に比べて何%の得点であるかによって、何点の配点をするというのを示したものでございます。

この評価の問い合わせにつきまして、B社からあった場合、A社の提案内容についてはご説明できませんが、B社のこの提案項目については評価した、あるいは評価できないということについて、説明しなさいということで、12月15日に通知を出したということでございます。

具体的に申しますと、左側の表をご覧ください。上から3つ目の提案、「小学生の登下校

を考慮し、施工時間を9時～16時とする」という提案がA社からあっております。これは朝と夕方の登下校時に配慮がされるということで、ここについては2点評価をしております。

一方、B社につきましては、施工時間を9時からとする提案でございます。この提案は、登校時は配慮されているんですが、下校時についての配慮が欠けているということで、その半分の1点という評価をした。これは1つの例として挙げさせていただきました。

こういうことで評価をした、例えば、一番下の「夜間の通行車両の安全対策として、保安灯を設置する」というB社の提案につきましては評価しておりませんが、なぜ評価できないかということについてもご説明申し上げるということにしております。

なお、私ども、長崎県建設工事共通仕様書というものに工事をするときの基本的な決まり事をまとめております。これに記載してある程度のことについては、当然のことでございますので評価はしないと。それ以上の工夫について評価をしているということでございます。

12月からは、透明性向上に向けてそういった取組みを開始しております。

15ページをご覧ください。

前回もご説明しましたとおり、この様式で4月1日以降、各発注機関において各社の評価結果を発表してきております。

16ページは、個別に問い合わせがあった企業に対しては、それぞれの得点結果をお渡ししている様式です。これに加えて、施工計画がなぜ12点になったか、あるいはなぜ3点しかもらえなかったかということの説明を、当該企業については12月からやっておるということでございます。

それでは、なぜ当該企業のみをやっているかということの説明が17ページでございます。

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」ということで、平成17年8月26日に閣議決定されたものでございます。

一番下の4行に施工計画の取り扱いについて書いてあります。「その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく」云々とあります。これに基づいて、私どもとしては現在、当該企業についてののみのご説明にとどめる扱いにさせていただいているということでございます。今後ご議論いただきたいこととしては、18ページに書いております。

さらに透明性を増すために、今後、全部出したらどうかというご意見もございます。そうするためには、入札公告に提案されたものは公表されるということを承知の上で提案をしていただくと。そうした場合、効果としては、技術力が平準化して、すべての企業の技術力が向上することになるかと思えます。そうなったときに、相反するものとして企業の知的財産権の侵害。これは閣議決定事項に反することですので、知的財産権の侵害というおそれも出てきようかと考えております。

さらには、技術力の向上に努めることなく入札に臨むということで、今後、ペーパーカンパニーを生むおそれがあるのではないかと、こういうことが懸念されます。全てオープンにするか、もしくは現在やっている当該企業並みにお知らせすることでとめておくのか。

こういうことについて、委員の皆様にも、ご議論を賜ればと考えております。

続きまして、19 ページをご覧ください。

「施工対象選定のあり方」ですが、前提となる発注の仕方について簡単にご説明いたします。

まず、地域区分について 20 ページに地図を付けております。県には公共工事を発注する地方機関が、長崎土木事務所をはじめとして、壱岐、対馬、上五島、五島の離島も含め 10 ヵ所ございます。これを地域区分としております。なお、長崎土木事務所と大瀬戸土木事務所、島原と諫早、上五島と五島、壱岐と対馬と分けをしております。

このような関係を隣接地域として位置付けしております。

そういうことで、入札参加に応募できる対象範囲をどういうふうにしているかということについてご説明します。

まず、大原則として、県内企業で施工できるものは県内企業に発注しております。

その上で、発注金額が大きくなるにつれ、企業の参加地域の範囲は地域内のみ→隣接地域内を加える→全県下へと拡大しております。

地域外企業の参加を認める場合は、総合数値や主観点数をより高く設定してハードルを高くしながら、競争性を担保する一定の参加可能業者数（概ね 20～30 者程度）を確保するというようなことを考えて点数の設定をしております。

建設企業につきましては、A、B、C、D の格付区分を行っております。本県には建設業が大臣許可と県知事許可を合わせて五千数百社あり、県に入札参加希望を出されている企業は約 2,000 社ございます。業種につきましては、土木、建築、舗装等さまざまなございますが、業種区分ごとに企業の施工能力をもとに格付をしております。

具体的に申しますと、過去の完成工事高、企業力を数値化した総合数値。総合数値とい

うのは、客観的な指標として経営規模、経営状況、従業員の数、こういったものを数値化しております。

この他に、主観的な要素として、過去の工事成績、表彰実績、工事故の有無、こういったものを評価しております。

こういったものを総合的に評価して、格付けがA、B、C、Dと下になるほど経営規模が小さい、施工能力が小さくなるということで、Aランクの企業が最も施工能力が高いというふうな評価を行っております。

ただし、Aランク業者と申しまして、完成工事高の最低完成工事高は2億円以上としておりますので、完工高の一つをとっても2億円から数十億円規模の幅がございます。こういうものについて、発注額の金額に応じてそれぞれ競争に参加できる方々を決定しております。

表をご覧ください。

3,500万未満については、D～Bランクの地域内企業、例えば長崎土木事務所管内、あるいは県北振興局管内、あるいは対馬地方局管内、こういったところに本社のある方を10者まで指名いたしまして価格競争をやっていただいております。

それから、一般競争入札につきましては、Aクラスの企業が200社弱おられます。その中で、3,500万～2億円についてはAランクで、原則として地域内企業が競争に参加できるということにしております。ただ、一部に企業数が少ない地域がございます。例えば、上五島のようにAクラス業者が4社しかいない地域もございます。そういう地域については隣接地域内、例えば、上五島では下五島、あついは、そこに営業所を構えておられる会社、こういう方についても入札参加を認めるということでやっております。そういうことで競争を促す20～30社を確保しているということでございます。

続きまして、2億円～3億円未満。この範囲につきましては、地域内企業に加えて、隣接地域内企業。先ほど申しましたように、長崎土木事務所管内に大瀬戸土木事務所を加える。対馬の工事については、壱岐も加えるといったような考え方でございます。

こういう形で3億円まではやっております。

3億円～26億3,000万円未満につきましては、全県下の企業の参加を認めております。そういったことで、20～30社の確保を行っております。

これが発注の基本的な考え方です。これを踏まえて21ページ以降の説明をいたします。

「④ 受注企業の負担軽減」ということで、ご提案させていただいております。

今年度は、原則、1億円～2億円未満は地域内を対象企業としている。2億円～3億円未

満は隣接地域内。3億円を超えると全県でやっております。

そういった中で、20年度はこういった件数がございます。1億円～2億円未満に78件、2億円～3億円未満に22件、3億円～5億円未満が22件、5億円～26億3,000万円未満が7件ございます。26億3,000万円以上のWTO対象工事は1件ございます。この130件が現在実施、または今年度予定している工事でございます。これについて、加算点はこういうことでやっているということでございます。

これについて改善案として考えておりますのは、まず、2億円未満につきましては、今年度でいきますと、全件数の約6割に相当する78件については施工計画の提案を求めない。すなわち、配置予定技術者の能力並びに企業の能力のみで評価する特別簡易型の導入をしたかどうかと考えております。この場合の加算点は10点でどうかと考えております。

続きまして、26億3,000万円未満の簡易型につきましては、加算点はすべて20点にしたかどうかと考えております。なお、特殊な技術的難易度の高い工事についてのみ30点で試行したいという提案でございます。

22ページ、加算点の配分割合でございます。

加算点の配分割合は施工計画・配置予定技術者の能力・企業の施工能力を求めているわけですが、これを平成20年度は簡易型で4:3:3、標準型では4:1:1でやっております。新年度は、2億円までの78件については0:3:7、技術者を3、企業の施工能力を7にしたかどうかと考えております。

簡易型につきましては、価格以外の要素が大き過ぎる、施工計画で差が付きすぎるといふご意見がございました。そういうことを踏まえまして、今まで4割としておりました施工計画を2割に減らして、その分を企業の施工能力の評価に割り振り、2:3:5とする配分にしたかどうかというご提案でございます。

WTO対象工事につきましては、多国間の取り決めにより県内企業に限定できません。これにつきましては高度な技術を要する工事がほとんどでございますので、配分割合は従来通り4:1:1にしたいと考えております。

23ページ、「⑤ オーバースペック対策」でございます。

技術提案した分が入札価格に反映できないというお話がございます。これについては、今後、工事内訳書にきちんと計上いただいて、入札金額に反映し低クゝ気体と考えております。入札の際には、工事内訳書を提出いただいておりますが、工事内訳書の価格と入札価格を合わせていただかないと、4月1日からは失格となります。したがって、ここにきちんと技術提案に必要な費用というものを50万円なら50万円を足して、この額で入札

をしていただくという提案でございます。

24 ページが電子入札の画面ですが、ここに入札金額を入力する際に、技術提案に要する費用をきちんと加えていただくということを考えております。

以上が現時点での改善案でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

多田委員長：事務局から改善案について説明がありましたが、何かご質問等があれば承りたいと思います。よろしくお願いいたします。

筒井委員：今説明がございましたけれども、14 ページ、企業の技術提案の評価ですが、これは入札に伴う相手から出された技術提案の評価で、これも入札に影響するわけですが、A 社、B 社、いずれを見ましても、これは当然警察が許可条件として付ける条件でございます。それをこのように評価するというのはどうだろうかと思います。どうでしょうか。

福田課長：これは一つの分かりやすい例としてつけさせていただいていますので、これがそのままではございません。申し訳ございません。できれば分かりやすいものがないかなと、企業秘密を尊重する意味から差し障りのない範囲で私どもが作文したものでございます。

筒井委員：例というのはわかりますけど。例にしても、例にならんような……。例えば、行政の許可条件としてつけるようなことを例として取り上げるのも、ちょっとどうかと思いますね。

福田課長：確におっしゃいますように、警察が当然許可条件として出されるもの、あるいは労働基準監督署とか海上保安部とか、そこら辺で当然保安灯をつけなさいとか、そういうご指摘のあるものについては評価しておりません。

筒井委員：例のとらえ方をもう少し、工事に伴うもう少しね……

福田課長：あまり具体的なことを書きますと、知的財産権の侵害になるものですから、具体的なものが出せなかったというところがございます。

筒井委員：わかりました。

里 委 員：よくわからないので質問をさせていただきますけども、先ほどから出ている「知的財産権の侵害」の「知的財産権」というのは、これはどの程度、そういうものがあるんですかね。先ほどのペーパーの中で今のお話の中にもありましたけども、14 ページを見ると、知的財産権というのは、どれが該当するのかなという感じがするんです。

福田課長：侵害するようなものは例として出しておりません。

里 委 員：出してないんですか。そうですか。

福田課長：申し訳ございません。

里 委 員：あるんですね。

福田課長：ございます。

里 委 員：それは国で、先ほど文書が出ていましたけども、該当するような事項があるというふうな認定にされているんですよね。知的財産権を侵害するものが。つまりね、17 ページに書いている「提案者の知的財産であることにかんがみ」と、こういう定義があるんですね。

福田課長：そうです。これが閣議決定されているものです。

里 委 員：それともう一点ですが、例えば、19 ページのランクにかかわるかもしれませんし、また、先ほどの配分のところの企業評価にかかわるのかもしれませんが、現下の建設業界の動向からしますと、大変厳しい状況の中で信用収縮が起こっているんですよね。それは、例えば受注を受けた企業からの下請も、その企業は大丈夫かどうかというのが関心の的で、下請の皆さんもあの企業だったら受けられないとか、下請もされないとか、そういう動きもあっております。そういう中では、企業の体質とか信用力というのが、例えば自己資本とか、つぶれない大きなファクターというものが評価の対象になっているんですか。教えてください。

福田課長：今、里委員がおっしゃったものについては、現在、評価の対象としてはおりません。

里 委 員：企業の体質というもの、例えば、先ほどたまたま自己資本の比率とかこういうふうなものを申し上げましたけども、これは企業の歴史とか、あるいは収益力とか、経営の姿勢というふうなものが集約されたものでもあるんです。そういった面ではその企業の信用度を測定するのに、ある見方をすれば妥当性がある程度あるのかなという見方もできます。

そういった面で、現下のこういう信用収縮が起こっているような、あるいは信用不安という中で事業運営が大変難しくなっている中では、そういう信用力、いわゆる企業の体質の強さを測定するものを何か入れるのもいいのかなと、こういう見方を持っております。

茅田委員長：今お話しのとおりなので、委員からのご意見ということで参考にさせていただければと思います。

ほかにございませんか。

谷村委員：ページに沿ってやっていきます。ちょっと戻りますけども、各県の評価項目の配点。項目と配点のことですが、今、里委員からも出てきました信用力、確かにそういうことがあります。ただ、非常に悩ましいのは、そういう項目を入れれば入れるほど、実は一つ一つの効果が薄くなってきて、なかなか姿が見えてこない、そういう悩みがあることも事実です。ですから、いかに有効な項目を選び出すかということが重要なことかなと思っております。

10 ページに戻りますと、先ほど私が言いました、総合評価に向けたものとそうじゃない

ものがあるんじゃないかということを何度も言っているわけですが、その根拠にはお互い相当なエネルギーを費やしているんですが、本来、いろんな会社が持っているエネルギー、あるいは発注側の持っているエネルギーというのは、本来は現場工事に注ぎ込むべきエネルギーだと考えております。どうもそれ以外のエネルギーとかストレスというのが多過ぎまして、どうも現場のほうから外れていく傾向があるのではないかと感じております。

いわゆる重要なものからやっていくということを先ほど申し上げましたけども、そういうことをやっていただければ、発注する側も、あるいはそれを審査する側といいますか、も余力を持ったといいますか、そういう中で審査を行うことができる。十分な判断ができていくんじゃないかなということも期待しての話でございます。ぜひご検討いただければ、非常に数が多いと、表現が悪いかもしれませんが、マンネリ化するとか、いつも繰り返し同じようなものを評価したり、差をつけたりということになってしまうんじゃないかということをおそれているわけです。

それから、12 ページの話ですが、確かに公平性の中で上の案が出ておりますが、改正されたという案が出ておりますが、効果があるのかどうかというのはよくわからない点がありますので、その辺の検証が必要かなということを感じております。

14 ページ、先ほども指摘がありましたけども、実は私もよく思うんですが、AとB、わかりやすいような参考例だという話ですが、実は、こういう安全管理の問題も、あるいは品質の問題も、大部分は当初設計とか共通仕様書、特記仕様書等で設定することによって、つまり、発注側が本来もともと設定することによって、必要な目標状態というのが達成可能なものが大部分だという気がしております。

先ほどの適切な総合評価に向けた工事があるんじゃないかということを言いましたが、その辺とも絡みもございますが、対象を選ぶということについては、ぜひ一つの価値基準を持ってやっていただきたいと思います。

それから、17 ページの知的財産。これは相当議論になっているんですが、実はこの話は本当の意味での知的財産、一種の特許とかそういうものからもともと出てきた話ではないかと思っております。開発費用を使ったのに、そこだけいいとこどりされてはかなわないと。大体大手さんですね、その辺の声が非常に大きかったんじゃないかと思っております。拡大解釈に陥らないように、ぜひやっていただきたいと思います。

逆に言えば、一般的にいい提案であるというようなものも、先ほど言いましたように、本設計に取り入れていく。つまり、基本的なスペック、グレードを上げていくということ

を同時に行わなければ、単に選別のための、あるいは順番づけのための項目といたしますか、そういうことになってはならないということもぜひお願いしたいと思っております。

あとは、先ほどの話の後半を聞いてて、正直言ってぶったまげたわけですが、当初考えていた、非常に大胆な県から出されたご提案等がございまして、びっくりいたしました。この説明は、実は、順番を逆に進めてもらおうと非常にわかりやすかったんですが、最後のほうになるほど激しい話になってきまして、ちょっと驚いているんですが、確かにこういう改善案は必要だと思います。ただ、若干私が引っかけますのは、基準を金額で設定されているということについては、先ほど適切なものがあるんじゃないか、向いたもの向いてないものもあるんじゃないかということとあわせて、金額で特別簡易型、簡易型が設定されることについては、若干疑問を感じております。

総体として言えることは、はっきり言いますと、この文書の後半で出された内容は、いわゆる総合評価の効果を弱める方向ですよね。違いますかね。そういうニュアンスを感じます。それがいいとか悪いとかではなくて、それはその方向でよろしいのではないかと思っております。

一点確認を、これはご質問いただきたいんですが、23 ページ、「技術提案実施に必要な費用」が書いてあります。これは上限拘束の範囲内ですね。外枠は。これは返事をいただきたいと思っております。

以上です。

福田課長：このオーバースペックについては、当然予定価格の範囲内。これを入れたところで、最低制限価格から予定価格内で勝負をしていただきたいと考えております。

田中次長：まず、提案がマンネリ化するんじゃないかということ。多分、これは対象を絞れということだと思っております。できれば、例えば、こういうものにしたらどうかということもご議論いただければありがたいなと考えております。ぜひそういうことも含めて谷村委員からもご提案をいただければと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

すべてお話しできるかどうかわかりませんが。

まず、12 ページの効果の検証の話でございまして。

少なくとも私どもはこれはあるんじゃないか。ただ、12 月から変えたということがございます。私どもが試算をした中では効果があるんじゃないかなと。従前のところは、分母が若干大き過ぎたんじゃないかという反省もございまして、それとマイナス評価が出てきたということは、一定評価があつて、ある面これは業界からもご意見がございました偏りの防止も含めた効果が期待できるんじゃないかなと考えております。進んでみないとわ

からないところもあるんですが、これはぜひ業界としてのご意見もあわせてどうだということをお聞かせいただければありがたいなと思っております。

17 ページの知的財産の件です。

18 ページに、オープンにすると。例えば、業界の皆さんもオープンにすることは問題ないよということでご提案をいただければ、私どもはオープンにする条件で参加してください。オープンにされたくない人は参加しなくてもいいですよ、ということもあるんだろうと思っております。ここは、参加される方側のご意見をぜひ言っていただければ、先ほど建設企画課長から説明をしましたように、やはり提案内容を公表されるということは、そういうことがほかの人に知られることがないようにしなさいよということが書いてある中で、相手がそういうことを了承したという前提で参加をされるなら公表してもいいんだろーと思っておりますので、そういうふうなことも一つの方法かなということで提案をさせていただいております。今日はなかなか結論というわけにいかないと思いますが、ぜひご意見をいただければと思っております。

それと、先ほどの総合評価はどういうものを対象にするか。簡易型と特別簡易型の取り合わせの問題でございますけども、まず、総合評価が一定地域のことを評価した、私どもは入札制度になってきた。県民の安全・安心のため地域に企業が残っていくということでは一定の効果を発揮してきているのではないかと考えておりますが、谷村委員のおっしゃっている、逆に言えばそういうことをなくして、かなりのところから総合評価をやって、総合評価を限定したらどうかというお話だというふうに考えれば、今までの地域のことは地域でしながら、県民の安全・安心を守る企業が地域に一定残っていくというふうなことでどういうふうにバランスをとったらいのかなということは、事務局としてはどういうふうに整理すればいいかなということがございますので、そこら辺もぜひご議論をいただければと考えております。

23 ページのオーバースペック対策の問題でございます。

まず一点ご確認をいただきたいのは、今年4月1日からは、工事内訳書の金額と応札額は一緒でないと無効にしますよということは、1年間そういうことを業界の方々にもアナウンスをして、これは4月1日からやるという前提でご理解いただきたいと考えております。

そこで、オーバースペックは、私どもも業界に負担をかけているという話も聞いております。ですから、そういうことも含めて、私どもは応札したんですよということを示していただく。それを見ながら、今後こういうふうな提案があつて、こういう比率でオーバー

スペックの提案だという話が出てきていますよね、そういうことをもう少し、次の段階でも今後議論していただくためには、私どもこういうデータを収集していかないと次の議論に進んでいかないのかなと考えております。

一点、私どもの積算のレベルを上げなければならないということは、ご指摘のとおりだと思っております。中にお聞きをしますと、これは私ども総合評価の審査をしていく中で、積算で配慮すべきだったよねという反省は当然ございます。ところが、いざ評価の段階になってきますと、これは提案の結果をもとに評価しないと、積算の不足したところをフォローした提案を評価しないか評価するかと、非常に悩ましいんですが、そこを踏まえて提案をされているということであれば、これは受注意欲のあらわれとしては、私ども評価せざるを得ないんじゃないかと。これは正直、私どももジレンマがあります。

一つの方法としては、入札に参加された段階で、私ども積算の中で疑問があれば、こういうところについてはどうされますかとかご質問をいただければ、それに対しては設計変更で対応しますよと。受注者が決定されたら設計変更で対応しますよということを申し上げるつもりでございます。でも、聞くところによりますと、そこを言ってしまうと、評価で稼ぐところをみすみす手の内をさらしてしまうところもあるんだよなという話を漏れ聞くところもございます。私どもが積算の精度を上げていくということは当然でございますが、それとあわせてどういうふうなことをやっていけば解決していくのか。そういうところを業界の皆さんと一緒にになって積み重ねていく。例えば、少なくともこういうものは今後は標準スペックにしていこうじゃないかということのバージョンをお互い議論しながら変えていくということも一つあるんじゃないかなという気もしておりますので、ぜひそういうことも含めてご議論いただければと考えております。

事務局として回答にはならなかったかもしれませんが、ぜひそういうことを含めてご議論いただければと思います。よろしくお願いいたします。

松永委員：22 ページの配分割合ですが、本当にびっくりするような割内になっているんですけども、この数字について、0：3：7とか2：3：5とかあるんですが、3は別にして、7とか5についてですけども、企業の施工能力のところですが、配分の7には、今までの3割配分してあったのがそのまま7割になるというような項目なんではないかな。企業施工実績とか、成績とか、表彰とか、CPDSとか、いろいろ3の割合がございますけど、これがそのまま並行して7になるとか、5になるとか、その辺を……。

福田課長：そのことにつきましては、委員長が総括をいただきました4点目に、評価項目の見直しについてということで表彰の扱いをどうするのかとか、従業員数をどうするのか、こうい

ったものがございました。中身の概要については、次回ご提案させて頂きたいと考えております。

松永委員：中身については今から……

福田課長：はい、そういうことでございます。

多田委員長：ですから、場合によっては、先ほど里委員からご提案があったように、私は専門外なんですが、企業の信用力というものを従業員で代表させるのか、あるいは別の仕様が銀行なんかでやっておられる専門の立場から、そういったものも入れる可能性があればということで、そういったところについては、私が提案したように評価項目も今のままではまずいのではないかとというふうにご理解いただければ結構かと思います。

田中次長：信用力の問題でございますが、まだ本県では全然導入の事例はないんですが、国の制度の中では、これは長崎河川国道事務所の所長さんのほうからもご紹介いただければと思いますが、国は入札ボンドですかね、入口のところでボンドを持った範囲の中で応札をしていただくというふうな制度もあるやに聞いております。材料としてはそういうことも一つあります。

だから、入口のところでは、ボンドが要りますよというのも一つあるのかもしれませんが、そこら辺も議論の参考になればと考えております。

里委員：12 ページに関して、「公平性の向上」で、これは金額をベースにしていますよね。この改善案が。その前もそうなんだけど。そうすると、年度によって金額が大きくぶれるという中で、考え方としては、その企業の受注のシェアというものを一つの天井にして、それを大きく超えたらマイナスにすると、こういう発想。このやり方でしたら、多分数字が違ってくるんですよね。どっちが本当に適正なのかという検証をしていただいたほうがいいかなという気がします。

それと、先ほどよくわからなくて質問したんですが、「知的財産権」という言葉は、今のお話であれば、オープンにすることを本人の理解を得ることで可能ですよと。つまり、法的に保護されたものじゃないんですね、この侵害権というのは。ここがよくわからなくて先ほど質問したんです。そうすると、法的に保護されたものであれば、それは侵害はしたらいけないので、いくら条件つきであってもと思ったので質問しました。これはどういうことなんでしょうか。

田中次長：法的なところは、整理をしておりません。基本的には、例えば、オープンにしますよということを前提に応札をしていただく。だから、参加する参加しないは相手方に判断をする機会があるわけですから、そういうことも一つ考え方としてあるんじゃないかなと。法

的にもということだと、今は即断はいたしかねます。

里 委 員：勝手な解釈ですけども、パテントのようなものはないはずだと思っているものだから、特別なものでないと。であれば、オープンにできるはずだと。条件つきでというのはもちろん、オープンにしますよということの理解を得ることで、告知をすることでこんなふうに思っていますので、重ねて申し上げました。

田中次長：ご紹介をさせていただければ、具体的な施工方法で、画期的な施工方法を提案される方がいらっしゃいます。その施工方法を高く評価をしますと、例えば、施工法は施工機械が特殊だとかそういうことじゃなくて、既存の機械をうまく使いながらやり方を工夫することで、これはいい品質のものができるよねというふうなご提案をなさる方がいらっしゃいます。それをオープンにすると、次の機会で同じような提案をすれば、ほかの方もこれはいいねということで同じような提案をされるし、その段階では評価が並んでくるだろうというふうに考えております。

ですから、そこら辺のところをオープンにすることがどうなのか。これは業界の皆さんが提案をされるわけですので、業界の皆さんがどのように判断をされるか、そこら辺を私どもは重要視して判断をしていく必要があるのかなという気がしているところでございます。

埴田委員長：そこについては再度、事務局のほうで 17 ページの閣議決定の部分の知的財産の解釈も含めて、少し調べていただけたらどうかなと思います。

私の不手際で里委員にお話を回したんですけども、先ほどの流れからいくと、先行的に総合評価方式をやられている牧野委員から、特に谷村委員とか松永委員から、品質ということ考えたときに一律にお金だけで切っていいのかということもありますし、牧野委員は先駆的にいろいろやっておられますので、その辺の経験も踏まえて何かご意見をいただければと思います。

牧野委員：まず、総合評価落札方式につきましては、我々は今まで、前回も話しましたとおり、我々の対象としている建設事業というのはオーダーメイドの世界であるということから、つくれるかつくれないか、わからない状況で発注しないといけない。これまで、指名できる何社かを指名して、そこで価格競争をやってもらうということで、税金の無駄遣いを極力減らしながらちゃんとしたものができてくるということを確認してきていました。その指名の手續といったようなところで不透明感があるということで、我々一般競争に全部切り替えるということで、一般競争入札制度が導入されたと。

その中で、価格だけの競争になってしまいますと、品質が悪くなってきている。品質が

悪くなると、我々も検査をいっぱいやらないといけません。検査の回数が増えてきておりますし、かつもう一方では工事の事故が増えてくる。業者さんが人を張りつけられなくなってきている。どんどん人をはがせばはがすほど現場に目が行き届かないために、事故が増えてきている。その事故で工事が止まったりといった社会的ロスが非常に大きいということから、一般競争の中でも品質とか、事故を起こさない安全対策といったところをちゃんと適切に評価して、いい提案をしたところに評価を入れていこうというのがこの制度だと思っております。

そういった意味で、10 ページに書いているとおり、すべての公共調達に基本的に取り入れていくよう努力していくべきではないかというのがこの10 ページの意見でございます。

そういった中で、今どうしても公共事業諸悪説というのが言われているんですが、一つは入札制度が不透明だといったところがありましたので、我々はむだな公共事業をやっているつもりは全くないので、いいものを安くきちんとした品質でつくっていくという意味からは、ちゃんと運用されるべきだろうと思います。

11 ページに、そういった中で課題というところの整理につきまして、概ねこの5つかなと思いながらも、官サイドから言いますと、適正な競争をやっていただくということで税金のむだ遣いを減らしていくということが大前提としてあるのかなと。2 番目は、その中で品質低下が非常に心配だと。品質を低下させないためにどうするのか。あと事故が非常に増えてきているというようなところ。3 点程度がどこかに入り込むのかなと思ってお話を聞いておりました。

民間サイドから言いますと、技術提案に対してコストがかかっているとか、お金のかかる工法を採用しないと点がいただけないのではないかなというような課題は既に明記されておりますので、そういった点については課題の整理はきちりできてきているのかなと思います。

対策案の中で、個別に意見を言わせていただきます。

工事の事故に対して、事故が増えているというところに対して、適正な経費が見積もられているのかなというところもありますので、そういった意味で我々80%とか何十%とか、これ以下の金額になると物ができないというところを算定しております、それ以下になるとときには本当にできるのかというヒアリングをやらせてもらったりするわけですが、その価格が適切かどうかというようなところについては、今後どこかで検討が必要なかなと思いました。

多田委員長が整理されたペーパーで、工事の難易度について、すべて金額で分ける方式

がいいのかどうか。難易度を考えながら特別簡易型をさらに広げていくとか、そういった部分の頭の整理がこの改善案の中に入るべきなのかなと。項目については今後やっていくということなので、そういった意味での追加項目が必要なのかなと思いました。

12 ページの公平性については、効果があるかどうか、長崎県の試算がどうなのかというのがありますが、ある程度の受注された方は今回は点数が低くなるような制度は、ある程度の公平性を確保していく意味で重要なのかなと思います。

13 ページの透明性の向上については、私も今、技術提案、評価、内容説明で、先ほどの議論の 17 ページですが、基本的に提案をいただいているのは簡易な施工計画ということで、我々、橋をつくってほしいといったときに、やはり各企業が持っておられるノウハウが山ほどあります。どうやって橋をつくる下部工のところに行くのか、行くときに地盤が悪かったら鉄板を敷くのか敷かないのかとか、ノウハウの蓄積だと思っております。それを我々は簡易な施工計画ということで、エッセンスの部分をわかるように書いていただくと、この企業はしっかりした技術者をつけていただいて、きっちりした工事をやっていただけたらいいということで審査をしていっていますので、個別の Patent というか、特許を持っているとか云々というのは基本的には出てこないのかなと思いますが、ノウハウの塊であることは間違いないという意味で、それをオープンにするかどうか。皆さんの判断だと思いますが、私はあまり出せないのかなというふうな感じがいたします。法律的には多分、知的所有権の一部に認められるのではないかと思います。ここは我々も確認をさせていただきたいと思います。

そういった意味で、オープンにできない部分があるのかなと。我々はここをどうやって公平性というか、透明性を確保しているかといいますと、その評価について、夢田先生とかに委員会をつくっていただいて、先生方に企業の名を伏せてこういう評価をやっていますということを全部審議をしていただいております。そういった意味で、大分先生方がこれを評価していいのか悪いのかというアドバイスをいただきながら、我々もその評価の仕方の勉強を、オープンの中でやらせてもらっております。そういうことで公平性というか、透明性を確保していく分野なのかなと思います。

ただ、一方で、今、そういうことを勉強されている会社が結構いい提案を出してきているというところもありますので、我々としてはフィードバックの機会ですね、こういう工法についてはこういううまい施工方法を、うまく大学の先生に入ってもらいながら勉強会を開催するとか、そういったことでいろんな企業全体のレベルアップを図るべきエリアなのかなと思います。

あと、地域区分、地域要件については、今後追加すべき評価項目の中できっちり議論をしていくべきかなど。やはり建設産業の非常に重要な役割は、災害のときに現場に企業がないと、災害対応ができないというのが、我々の結構大きな建設産業を担っている分野でございます。そういった意味で、ある程度地域にきっちりした企業さんがあっていただくことに対して、どういう評価を適正にやっていくのか。そういった部分については、追加項目の中である程度の競争を促しながらも、バランスよい配置がなされるようにうまく仕組みをつくっていただければと思います。

22 ページの特別簡易型については、施工計画が不要です。そういった意味で、民間企業の職員をつけて現地にチェックに行つて提案を書かせるといったコストには反映されてきませんので、そういった意味では特別簡易型の活用について、先ほど工事の難易度を含めてもうちょっと使えるように、どういう分野に使うべきなのかという議論も含めてやっていただくと、わかりやすいのかなと思いました。

以上でございます。

夢田委員長：今日、改善案ということで話がありました。数値等がかなり出ておりますので、特に谷村委員とか松永委員におかれましては、今後追加ご意見があれば、1 週間以内ぐらいに私のほうにお出しただいて検討させていただこうと思います。

3) 最低制限価格の引き上げについて（報告）

夢田委員長：「最低制限価格の引き上げについて」ということで報告がありますので、事務局から簡単に、恐れ入りますが、30 分までなんですが、あと 10 分ほど時間を延長させていただいて終わりたいと思います。よろしくお願いします。

福田課長：昨日、最低制限価格の引き上げについて記者発表させていただきました。

参考資料 3 の 1 ページにつきましては、全倒産に占める建設産業の倒産件数を示したものでございます。大体 4 割程度を占めております。12 月までの資料でございます。

続いて、2 ページにつきましては、倒産企業の負債総額について、お示ししております。

右のグラフ、赤が建設産業ですが、製造業につきましては、昨年暮れに倒産した辻産業が入ったためにこういうはね上がり方をしております。

3 ページをご覧ください。

落札率の低下に伴い事故発生件数が増加しています。これは前回もご説明いたしました。落札率が 90% を割ったところで、平均落札率以下での工事で、以上の工事よりも 2 倍、昨年度は 3 倍になっています。

4 ページには、過当競争によって安全経費へのしわ寄せが起きているのではないかという労働基準監督署の判断も出ております。これは昨年末にパトロールをされたときに、高所作業で手すりがない、あるいはクレーンで行うべきところを掘削機を使って作業をやったということで、指導改善を求められたものが半数を超えたというようなことでございまして、労基署の判断を紹介しております。

5 ページでは、落札率が 90%を割り込んだ 18 年度に建設産業の経営利益率がマイナスに転落したという数値でございます。こういうところで工事事故、あるいは利益率の観点から、落札率が 90%を下回ったというところに一つの分岐点があるのではないかという分析がこれまでの説明でございます。

しからば、最低制限価格をどのくらい上げればいいのかについて、検討したものが 6 ページでございます。1 億円未満の完成工事高の企業につきましては、 -1.77% という利益率が出ております。

一方、10 億円～30 億円規模における利益率は $+1.46$ を示し、スケールメリットがあらわれております。そういったことで、1 億円以下工事は 5%を加えて利益率を 3.23%に、20 億円を超える工事については、1.8%を加えて利益率を全産業の平均利益率の 3.1%程度に引き上げることを目標にしたということでございます。

これを具体的にイメージしたものが 7 ページでございます。2 億円までは 90%に固定いたします。そして、25 億円、これは WTO 対象のぎりぎりの線でございます。ここで前のページの 1.8%の上昇、 $85\%+1.8\%$ 、こういうことを目標に直線式を引いております。こういった形で決めたものを 8 ページに書いております。算出式でございます。

2 億円を超える場合は、現在、直接工事費と共通仮設費の 100%、それに現場管理費の 75%を加えたおおよそ 85%程度が現行の最低制限価格でございます。これに本社経費に相当する一般管理費の 4 割に低減率を掛けて出したものを新たに追加するというものが、7 ページに示した直線式でございます。

2 億円以下については、 $85\%+5\%$ で 90%ということで決定をしたということでございます。

9 ページをご覧ください。

それぞれの工事価格帯での最低制限価格ということで、現行と改正案ということで赤で囲んだ値となります。500 万円台ですと、現在 82.56%が 90%。

25 億円のところで見ていただきますと、現在の 85%が 86.75%になるということでございます。

このことによって納税者の負担は一定増すことになりますけれども、安全面等へのしわ寄せ等も懸念され、県民の安全が脅かされている現状の改善になりますことから、県民の利益には叶うのではないかと判断をしております。

以上でございます。

夢田委員長：時間がオーバーしておりますので、私から提案をさせていただきたいと思います。

次回、2月4日が第3回、最終の委員会ということですが、今日の議論、多分、あと1時間ぐらい可能であれば議論をしたいんですけども、今日お配りした資料で何人かの委員の皆様からお話をいただいた、例えば、資料1の12ページの12月1日に出されたものについての効果の検証はどうなんだろうかと、里委員からございましたので、もし何か次回補足するようなものがあれば、事務局から出していただいたらどうかなと思います。

それから17ページ、閣議決定に関しての知的財産の取り扱いというところについて、再度確認をしていただいて、これについて議論ができれば、18ページみたいなことが可能かどうかということが、もう少し議論が必要なかなと思っております。

あわせて、総合評価方式をやった中のプラスの技術力のアップというところのフィードバックについては、谷村委員からそういうものは大事だということ、田中次長からも逆にそういうものがないだろうかとということで、この総合評価方式の成果物として、今まではプラスアルファで評価していたけど、これを標準の設計図書とか、そういったことに組み込むようなことの仕組みというのがないのかどうか、その辺のところの議論がまだ要るのかなあという気がしておりますので、第3回的前半30分か1時間ぐらいはそういう話をざくばらんに意見交換をしたらどうかなというのが私からの提案でございます。

それらを踏まえて、今日のご議論の中を再度、議事録を早急につくっていただいて、私のほうで知事への改善案の報告書をまとめないといけませんので、1回、2回、それから3回的前半の部分も含めた中で報告書の素案みたいなものを作成させていただいて、それを後半の1時間に提案をさせていただこうかなと。それで議論をして、素案の粗々をまとめて第3回委員会を終了したいと思っておりますが、そういう進め方でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

私の不手際で10分ほどオーバーしておりますが、もう少し今日の改善案に対して意見を言いたいとかご意見があらうかと思います。それはぜひ私のほうにメールでお出しただいて、次回の前半に話をさせていただくという形で3回分をうまくまとめていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局へ戻します。

4. 閉 会

福田課長：本日も熱心なご討議をいただき、まことにありがとうございました。

次回は2月4日同じ時刻を予定しております。ただ、当会場が確保できませんでしたので、筑後町のセントヒル長崎において予定しております。よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。